

賞揚金の取扱いについて

平成11年9月20日監甲第172号
務甲第869号、会甲第283号
警察本部長から部課署長あて

対号 昭和44年11月19日付け発務第921号「賞揚金の取扱い(通達)」

賞揚金の取扱いについては、賞揚金に関する訓令(昭和44年警察庁訓令第5号。以下「訓令」という。)に基づき実施してきたところであるが、このたび、同訓令の一部が改正され、平成11年8月18日から施行されたことに伴い、今後の取扱いについて下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 賞揚金制度の主旨

警察職員が、自らの生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下でその職務を遂行した場合において、当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると認められるときは、警察庁長官からその職員に対し賞揚金を授与し、職員の士気の高揚を図ることを目的として制定されたものである。

2 授与対象職員

- (1) 自らの生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下でその職務を遂行した場合において、多大の労苦があったと認められる職員
- (2) (1)に規定する場合において、職務遂行によって負傷した職員

3 賞揚金の授与の基準

- (1) 訓令第3条に基づいて定める同訓令第2条第1項に規定する職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況は、次のとおりである。
 - ア 犯人を逮捕・制圧しようとする場合で、当該犯人がけん銃、刃物その他の凶器(用法上の凶器を含む。)を人に向けて使用しているとき又は使用する高度のおそれのあるとき。
 - イ 犯人を逮捕・制圧しようとする場合で、当該犯人がけん銃、刃物その他の凶器を把持しているとき。
 - ウ 遭難現場、火災・水難現場、治安・雑踏・災害警備現場等において、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められるとき。
 - エ 上記に掲げるもののほか、客観的な状況から判断して、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 留意事項

警察業務は多岐にわたっており、この要件の適用の可否については、具体的な事案に応じて職務の遂行状況、危険の度合等を検討し判断して行くべきものである。各所属長にあっては該当すると思料される事案が発生した場合には、別添2「賞揚金該当検討基準」を参考として授与に向けて積極的に対応す

ること。

4 賞揚金授与対象事案発生報告

賞揚金授与対象事案が発生した場合は、次の要領により速やか（原則として5日以内）に報告するものとする。

(1) 報告義務者

授与対象職員の所属長

(2) 発生報告

ア 賞揚金対象事案発生報告書（別記様式第1号）によるものとし、負傷者については「診断書の写し」を添付すること。

イ 前記報告書を作成したときは、賞揚金授与申請内訳（別記様式第2号）を添付すること。

ウ 負傷者で、入院1箇月以上の者、重傷者及び後遺症のおそれのある者等については、入院・重傷者等名簿（別記様式第2号の2）を添付すること。

5 賞揚金の交付手続等

(1) 警察本部長は、警察庁長官（センター支出官経由）から賞揚金の送金があった場合、被授与者の所属長を経由して被授与者に交付する。

(2) 被授与者は、所属長を経由して警察本部長に領収書（別記様式第3号）を提出する。

6 その他

(1) 賞揚金は「警察庁長官が賞揚」するものであるから、その授与に当たっては、原則として本部長表彰を受けたこと（予定を含む。）を要件とするものである。

(2) 賞揚金に関する事務は、警務部監察官室が所管するものとする。

別添1

賞揚金に関する訓令

〔昭和44年4月14日〕
警察庁訓令第5号

最終改正 平成11年8月18日警察庁訓令第13号

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、賞揚金に関し必要な事項を定め、もって警察職員（以下「職員」という。）の士気の高揚を図ることを目的とする。

（賞揚金）

第2条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下で当該職員がその職務を遂行した場合において、当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると認めるときは、当該職員に対し、5万円を超えない額の賞揚金を授与することができる。

2 前項に規定する場合において、当該職員が当該職務遂行によって負傷したときは、長官は、前項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の表の左欄に掲げる負傷の程度の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の賞揚金を授与すること

ができる。

負傷の程度の区分	金額
(1) 全治2週間以上1箇月未満の負傷	5万円を超えない額
(2) 全治1箇月以上の負傷((3)の負傷を除く)	10万円を超えない額
(3) (2)の負傷であってその程度が特に著しいもの	20万円を超えない額

3 長官は、特に必要があると認めるときは、前二項に規定する賞揚金の額の上限を、それぞれ二倍とすることができる。

(雑則)

第3条 前条に規定する賞揚金の授与の基準その他この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

別添2

賞 揚 金 該 当 検 討 基 準

大分類	中分類	小分類 (危険な状況下の態様)	審査	理由等 (備考)
けん銃等	使用事案	けん銃等発砲被疑者を発砲直後又は追跡中に逮捕・制圧等しようとした場合 (逮捕・制圧等しようとした際、当該けん銃等を把持している場合に限る。)	現行	・ 発砲対象等を問わない。
		けん銃等を警察官又は第三者等に向けて(構えて)いる被疑者を逮捕・制圧等しようとした場合、又はけん銃等を警察官又は第三者等に向けて(構えて)いた被疑者を、向けた(構えた)直後又は追跡中に逮捕・制圧等しようとした場合 (逮捕・制圧等しようとした際、当該けん銃等を把持している場合に限る。)	現行	・ 真正けん銃等でなくとも、社会通念上、真正けん銃であると推認される場合も含む。
	携帯事案	けん銃等を把持している被疑者(使用事案及び を除く。)を逮捕・制圧等しようとした場合。	新規	・ 同上

		<p>事前情報（通報）等により、被疑者がけん銃等を所持・携帯していることが予想・推認される場合において、当該被疑者が所携のバッグ等あるいは着衣等から正にけん銃等を取り出そうとしている状況下で逮捕・制圧しようとした場合。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ けん銃等の取り出しを視認できることまでは要しない。
		<p>事前情報（通報）等により、被疑者がけん銃等を所持・携帯していることが予想・推認される場合であっても、当該被疑者が所携のバッグ等あるいは着衣等からけん銃等の取り出し行為にまだ着手していないような状況下で、逮捕・制圧しようとした場合。</p>	消極	<ul style="list-style-type: none"> ・ バッグ等に収納されたけん銃等を携帯しているにすぎない被疑者の逮捕・制圧行為は社会通念上、現実には危険な状況が存在したとは認められない。
		<p>職務質問に付随する所持品検査等の際、被検査者の所携のバッグ等あるいは着衣等からけん銃を押し収めた場合（抵抗等なく、通常の職務執行(所持品検査)過程において押し収めた場合。)</p>	消極	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見、即押し収めという状況は社会通念上、現実には危険な状況が存在したとは認められない。
刃物等	使用事案	<p>刃物等を警察官又は第三者に対して使用（斬りかかる、突きかかる、(暴行・脅迫の手段として)突きつける等)している被疑者を逮捕・制圧等しようとした場合、又は刃物等を警察官又は第三者に対して使用（斬りかかる、突きかかる、(暴行・脅迫の手段として)突きつける等)していた被疑者を、使用直後又は追跡中に逮捕・制圧等しようとした場合（逮捕・制圧等しようとした際、当該刃物等を把持している場合に限る。）</p>	現行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真正な刃物等(一般的に殺傷能力が認められるものであれば、その種類は問わない。)でなくとも、社会通念上真正な刃物等であると推認される場合も含む。
	携帯事案	<p>刃物等を把持している被疑者を逮捕・制圧等しようとする場合。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上
		<p>事前情報(通報)等により、被疑者が刃物等を所持・携帯していることが予想・推認される場合において、当該被疑者が所携のバッグ等あるいは着衣等から正に刃物等を取り出そうとしている状況下で、逮捕・制圧等しようとした場合。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 刃物等の取出しを視認できることまでは要しない。
		<p>事前情報(通報)等により、被疑者が刃物等を所持・携帯していることが予想・推認</p>	消極	<ul style="list-style-type: none"> ・ バッグ等に収納された刃物等を携帯しているに

		<p>される場合であっても、当該被疑者が所携のバッグ等あるいは着衣等から刃物等の取出し行為にいまだ着手していないような状況下で、逮捕・制圧等しようとした場合。</p>		<p>すぎない被疑者の逮捕・制圧行為は、社会通念上、現実に危険な状況が存在したとは認められない。</p>
		<p>職務質問に付随する所持品検査等の際、被検査者の所持のバッグ等あるいは着衣等から刃物等を押収した場合（抵抗等なく、通常の職務執行(所持品検査等)過程において押収した場合）</p>	消極	<ul style="list-style-type: none"> 発見、即押収という状況は社会通念上、現実に危険な状況が存在したとは認められない。
用法上の凶器	使用事案	<p>金属バット、鉄棒、角材、石塊等(含む車両等)を警察官又は第三者に対して使用(殴りかかる、突きかかる、投げつける、(車両等を)衝突させる等)している(いた(その後、投棄等した場合を除く。)) 被疑者を逮捕・制圧等しようとした場合。</p>	個々検討	<ul style="list-style-type: none"> 用法上の凶器は、その使用方法が一般的に殺傷可能なものであれば、その種類は問わない。
	携帯事案	<p>金属バット、鉄棒、角材、石塊等を把持している被疑者を逮捕・制圧等しようとした場合。</p>	消極	<ul style="list-style-type: none"> 把持しているだけでは社会通念上、現実に危険な状況が存在したとは認められない。
遭難・災害等現場	人命救助・財産保護等事案	<p>(山岳等)遭難現場、火災・水難現場、治安・雑踏・災害警備現場等において、受傷等のおそれがあるにもかかわらず、他人の生命・身体・財産等を守るため、積極的に職務を遂行しようとした場合。</p> <p><u>山岳遭難救助隊、水難救助隊、治安警備部隊等、当該職務執行を主たる任務とする部隊が、十分な態勢・装備資器材のもとに行う場合を除く。</u></p>	個々検討	<ul style="list-style-type: none"> 結果の正否を問わない。 職務命令の存否を問わない。

別記様式第1号

賞揚金対象事案発生報告書

石川県警察本部長 殿	文書番号																			
	報告年月日	年 月 日																		
	報告者(所属長) 官 職 氏 名	印																		
下記のとおり賞揚金対象事案の発生 があったので報告します。																				
1 授与対象者																				
<table border="1"><thead><tr><th>所 属</th><th>係 名</th><th>階 級</th><th>氏 名</th><th>生 年 月 日 (歳)</th><th>負傷の 有 無</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			所 属	係 名	階 級	氏 名	生 年 月 日 (歳)	負傷の 有 無												
所 属	係 名	階 級	氏 名	生 年 月 日 (歳)	負傷の 有 無															
2 事案名																				
3 発生年月日時・場所 年 月 日 午前・午後 時 分																				
4 事案の概要(受傷時の状況) 別紙記載のとおり																				
5 賞揚事由 記載例(別紙可) 職員 は、被疑者がけん銃を発砲しているにもかかわらず、ひるむことなく制圧・逮捕したものである。よって本件はまさに賞揚に値し、「訓令第2条第1項」に該当するものと思われる。																				
6 その他 記載例(別紙可) 職員 の活躍に対して本部長賞詞(誉)を上申する予定である。																				

別記様式第2号

賞 揚 金 授 与 申 請 内 訳

事案(件)名：

所属名：

区 分		人 員	単 価	合 計	備 考
訓令 2条1項	職員が危険な状況下で職務を遂行した場合				
訓令 2条2項	2週間以上1箇月未満				
	1箇月以上				
	1箇月以上の負傷でその程度が特に著しいもの				
総 計					

(注) 入院1箇月以上の者、重傷者及び後遺症のおそれのある者等の場合は、別記様式第2号の2の「入院・重傷者等名簿」を添付のこと。

別記様式第3号

領 収 書

警察庁長官

殿

¥ _____ 也

但し、石川県における _____ 事案（件）に対する賞揚金として上記のとおり
正に領収致しました。

年 月 日

住 所
官 職
氏 名

印